

平成 20 年 3 月 3 日

「春の個人向け国債キャンペーン」の実施について

足利銀行（頭取 池田 憲人）は、3 月 6 日（木）から 3 月 31 日（月）までの期間、「春の個人向け国債キャンペーン」を実施いたします。

記

1. キャンペーン的主旨

今回のキャンペーンでは、お客さまの貯蓄から投資への関心が高まっているなか、一歩進んだ資産運用にご興味をお持ちのお客さまを対象に、新たなきっかけづくりを応援いたします。

当行では、各種運用商品についてより丁寧な説明を行い、お客さまの運用ニーズに応えてまいります。

2. キャンペーンの内容

キャンペーン期間中に、個人向け国債を 50 万円以上ご購入のお客さまに、お取引金額に応じて最高 3,000 円分のクオカードをプレゼントいたします。

個人向け国債 (固定 5 年・変動 10 年)	50 万円以上 100 万円未満で	500 円分
	100 万円以上 300 万円未満で	1,000 円分
	300 万円以上 500 万円未満で	2,000 円分
	500 万円以上で	3,000 円分

※期間中に複数回ご購入された場合は、その合計金額をご購入金額といたします。

※個人向け国債以外の債券は対象外とさせていただきます。

※クオカードは、お届けのご住所に平成 20 年 4 月末頃発送させていただきます。

3. 取扱店

全営業店（出張所を含む）

以 上

個人向け国債に関するご留意事項等は、次ページに記載しております。

【個人向け国債のご留意事項】

- 公共債は、預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
- 償還日（満期日）に額面金額にて償還されます。
- 個人向け国債を募集により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。
- 個人向け国債は、元本と利子の支払いを日本国政府が行うため、安全性の高い金融商品ですが、発行体である日本国の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります。
- お申込みの際は、最新の「契約締結前交付書面」をお渡ししますので、内容を十分お読みのうえ、ご自身でご判断ください。「契約締結前交付書面」は足利銀行の本支店の店頭にご用意しております。

【中途換金についてのご説明】

- 個人向け国債の利払時期には、中途換金のできない期間があります。
- 「変動 10 年」は発行から 1 年間、「固定 5 年」は発行から 2 年間、原則として中途換金はできません。なお、保有者がお亡くなりになった場合、又は災害救助法の適用対象となった大規模な自然災害により被害を受けられた場合は、各々の期間内であっても中途換金が可能です。
- 個人向け国債を中途換金する際は、「変動 10 年」は「直前 2 回分の各利子（税引前）相当額×0.8」、「固定 5 年」は「4 回分の各利子（税引前）相当額×0.8」により算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれることとなります。（ただし、上記中途換金調整額の計算式は、平成 20 年 4 月 15 日以降に国が買い取るものから適用されます。それより前は、各々の各利子（税引前）相当額が差し引かれますので、受取金額の合計額が投資額を下回ることがあります。）

※ご相談の内容によりましては、ご購入いただけない場合もございますのであらかじめご了承ください。

商号 株式会社足利銀行 登録金融機関 関東財務局長（登金）第 43 号 加入協会 日本証券業協会
--